

#### 4. 経営の基本方針

水道法の目的を踏まえ、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ことを水道のあるべき姿としていますが、次代に対しても安全で良質な水道水を安定的に供給するためには、加速する人口減少をはじめ施設の老朽化など、水道を取り巻くさまざまな環境変化に対応していく必要があります。

そのため、「2. 事業概要」及び「3. 将来の事業環境」を踏まえ、体系的かつ総合的な視点に立って、理想的な水道事業の構築に向けた施策の推進を図っていきます。

##### 【持続】

- ・ 経営計画などに基づく安定した事業経営の継続
- ・ 水道事業に精通する職員の適正配置に加え、ベテラン職員から若い世代への技術の継承・人材育成と計画的な人員の確保
- ・ 経営効率を高めるための新たな視点でのコスト縮減、送配水ポンプ等の機械・電気設備のより一層の省エネルギー化の推進

##### 【安全】

- ・ 水源保全のため、北海道水資源の保全に関する条例に基づく、水資源保全地域に登録することにより、水源周辺の土地が適正に利用されることを促進し、水源管理に対する安全性の確保
- ・ 原水水質に応じた必要な水準の浄水処理の実施、施設規模に関わらない水道水の安全性の確保
- ・ 適切な水質検査機関への委託継続、検査結果の確認及び情報公開
- ・ 給水装置に対する認識の向上による事故の減少

##### 【強靱】

- ・ 更新計画を策定し、基幹管路、浄水場、配水池の更新の実施。及び、基幹管路以外の配水管の更新
- ・ 大規模地震の発生による被害を想定し、防災拠点、医療機関、避難所等、重要施設までの導・送・配水管の耐震性確保
- ・ 災害時や緊急時における必要最低限の飲料水や生活用水を供給できる体制の構築
- ・ 相互応援協定などによる、災害時や緊急時の給水体制及び復旧体制の構築継続